

「安心」が得られるまちへ

子ども・
子育て



長寿・
生きがい



障害福祉



地域福祉



健康・保険



生活習慣
食育 健診



生活安心



保護
自立



防犯・防災



子ども・子育て

基本方針

現況

少子化や小世帯化、都市化と地域関係の希薄化、若年・高齢出産の増加、社会経済情勢の悪化などにより、家庭の“子育て力”が弱まっています。

課題

「子育てが孤立している」「子どもとの接し方がわからない」など、子育てに不安や問題を抱える家庭を、地域社会として支援する必要があります。

現況

女性の社会進出や経済情勢の悪化等に伴う共働きの増加や就労形態の多様化により、保育需要の増大や多様な保育ニーズが発生しています。

課題

待機児童の解消と合わせ、幼児教育・保育の質的な充実を図るとともに、幼保の連携強化と保育・教育内容の統合化を図る必要があります。

現況

放課後児童の家庭に代わる生活の場として良好な環境のもと、遊びや生活を通じたその子どもの健全育成を図っています。

課題

必要とする放課後児童がすべて入会できる児童育成クラブの整備と、その毎日の生活の場としての環境の充実が求められています。

現況

子育てに不安や悩みを抱える家庭や、経済的困窮の家庭、ひとり親家庭が増えています。また、児童虐待相談件数も増加しています。

課題

子育て支援の充実とともに、特別な支援を必要とする子どもと家庭には、関係する機関が連携を図りながら支援に取り組むことが求められています。

母子保健等の充実

医療機関等との連携のもとで妊娠期から母子の健康を守るとともに、養育者に対して適切な相談・助言・指導を積極的に行います。

就学前教育・保育の充実

未就学の子どもに対して必要な保育・発達支援と適切な教育を行い、併せて、家庭が子育て期に安心して仕事と子育てを両立できるよう支援します。

放課後児童対策の充実

放課後児童の健全育成を支援するため、保育の質の向上と施設環境の整備など児童育成クラブの運営充実を図ります。

地域ぐるみの子ども・子育て支援

子育てについて気軽に相談できる体制の充実、特別な支援を必要とする子どもと家庭への対応、家庭教育の充実などを行います。

■この分野の計画

- ・草津市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）（平成22年度～平成26年度/子ども家庭課）
- ・草津市教育振興基本計画（平成22年度～平成31年度/教育総務課）



施策

概要

①母子保健サービスの充実

子どもの健全な育成、健康増進を図り、病気等の予防・早期発見・早期対応に努めるとともに、「すこやか訪問※」や家庭訪問などを通じて養育者の子育てを支援します。

①就学前教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期における教育の充実を図るとともに、幼稚園・保育所（園）で培われてきた良さや成果等を共有し、相互の連携強化と保育・教育内容の統合化に取り組みます。

②保育サービスの充実

保育の実施により、保育児童の健全な心身の発達を図るとともに、実施体制の確保と多様な保育サービスの充実に努めます。

③援助を要する子どもへの支援の充実

障害や発達の遅れのある子どもの日常生活や学習がより充実するよう、一人ひとりにきめ細かい支援を行います。

④保育所（園）・幼稚園の施設整備

安全で安心な保育環境を確保するとともに、質の高い幼児教育・保育を実現するための環境整備に取り組みます。

①児童育成クラブの充実

子どもが安全で安心でき、健やかに育まれる放課後の活動場所の確保のため、児童育成クラブの充実と施設の整備を図ります。

①子ども・子育て支援、ネットワークの充実

子育てに関する不安や負担感の軽減を図るため、「子育て支援センター※」や「つどいの広場※」を開設し、交流の場や情報の提供に努めます。また、地域における子育て支援を充実するため関係団体等とのネットワークを構築します。

②児童虐待の防止と早期発見・早期対応

児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、子どもとその家族の安心できる生活のための支援として、必要な相談体制の充実や関係機関等の連携を強めます。

③ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等の自立と生活の安定のため、相談体制、日常生活の支援や経済的支援などを充実します。

④子育てに伴う経済的負担の軽減

児童手当の支給や乳幼児福祉医療費、小中学生入院医療費の助成などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

※すこやか訪問：生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育ての悩みや心配等の相談に応じ、必要時は、適切な子育て支援サービス等につなげる事業

※子育て支援センター：就学前の子どもと保護者が気軽に集い、交流や相談できる場として、また地域の子育て支援を行う機関

※つどいの広場：概ね3歳未満の子どもと保護者が気軽に集い、交流や相談できる場として実施する事業

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

母子保健等の充実



子育てに不安を感じる人が
少なくなる！

就学前教育・ 保育の充実



安心して子どもを
預けられる！

放課後児童対策の充実



放課後の子どもが
地域で安心して過ごせる！

指標	すこやか訪問の利用率 (%)					保育所の入所率 (%)					児童育成クラブの定員 (人)				
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	96.0	98.0	98.0	98.0	98.0	94.0	100.0	100.0	100.0	100.0	980	1,030	1,050	1,080	1,170
	担当課		健康増進課			担当課		幼児課			担当課		子育て支援センター		

行政

(施策展開において)
○子どもと養育者の心身の状況および養育状況の把握をするとともに、育児等に係る必要な相談や援助、情報提供等を行います。
○支援の必要な親子については、継続的に支援します。
(協働の視点)
○民生委員児童委員、健康推進員および地域住民等が協働できるよう連携強化に努めます。

(施策展開において)
○子育てしながら働くことができる環境整備に向けて、待機児童対策を進めるとともに、保育所(園)・幼稚園の施設・運営面の向上に努めます。
○人権に根ざした保育・教育を基本とし、保育所(園)と幼稚園が連携するとともに、幼保一体化に向けた取り組みを進め、全ての就学前の子どもを教育を充実させます。
○子どもの育ちをつなぐため、保育所(園)・幼稚園・小学校との連携・交流を図ります。
(協働の視点)
○在宅保育を含め、地域の子育てを進めていくために、入所児保護者や地域の協力者の事業への参加を進めます。

(施策展開において)
○安全で安心して生活できる児童育成クラブの施設整備と運営の充実に努めます。
○子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭、体育館などの利用等、学校との連携を図ります。
(協働の視点)
○保護者自身が互いに協力して子育ての責任が果たせるよう保護者活動を支援するとともに、保護者と連携した児童育成クラブの運営に努めます。

市民・地域

○「すこやか訪問」等も利用し、不安や心配事を解消して、得た情報をうまく子育てに生かします。
○地域で子どもを見守るという意識を持ち、相談・助言しやすい関係をつくります。
○子育ての現状を理解し、必要に応じた協力を行います。

○家庭が、子育ての第1義的な責務を負うことを自覚し、子どもとふれ合い、基本的な生活習慣や社会的マナーなどが身につけられるよう家庭の教育に努めます。

○放課後児童が安全で安心して過ごせるように「児童育成クラブ」の活動を応援し、子どもの健全な育ちに協力します。

事業者等

○子育ての現状を理解し、必要に応じた協力を行います。

(関係機関)
○福祉、保健、教育を担当する機関が連携し、子どもとその家族が地域の中で、安心して生活するための環境づくりを進めます。

○事業者が持つ知識や技術、施設・設備などを、地域の子どもに提供します。



地域ぐるみの 子ども・子育て支援



家庭の子育て力が高まる！

つどいの広場利用者数 (千人 [延べ])

H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
17.0	35.0	38.0	41.0	44.0
担当課		子育て支援センター		

(施策展開において)

- 親子の交流・仲間づくり、子育て相談、情報提供ができる子育て拠点づくりを行います。
- 児童虐待防止の広報、啓発等に努めるとともに、通告等に対して迅速に対応するための相談窓口の充実を図ります。

(協働の視点)

- 地域ぐるみの子育てを進めていくため、子育てに関する情報の地域への提供を積極的に行います。
- 子育てに関する市民活動について、専門的なスタッフの派遣や活動場所などの支援に取り組みます。

- 保護者や家族、地域が協力して、見守り、ともに遊び学んで、愛情豊かに子どもの育ちを支えます。
- 子どもの人権と安全を守る意識を持ち、安全パトロールなどの取り組みに積極的に参加します。
- 児童虐待等気になる家庭がある場合は、連絡（通告）するとともに、常に子どもを虐待から救うため行動します。

- 仕事と家庭のバランスがとれるよう、働き方の見直しを進めます。
- 児童虐待防止などの啓発活動に積極的に参加します。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
母子保健等の充実	①母子保健サービスの充実	乳幼児健診事業	健康増進課
		新生児訪問事業（すこやか訪問事業）	健康増進課
就学前教育・保育の充実	①就学前教育の充実	公立幼稚園管理運営事業	幼児課
		就園奨励給付・私立幼稚園保育料補助事業	幼児課
		幼稚園ステップアップ推進事業	幼児課
		幼保一体化推進事業	幼児課
	②保育サービスの充実	公立保育所管理運営事業	幼児課
		民間保育所運営事業	幼児課
		民間保育所運営補助事業	幼児課
	③援助を要する子どもへの支援の充実	家庭的保育事業	幼児課
		発達支援センター運営事業	発達支援センター
	④保育所（園）・幼稚園の施設整備	湖の子園運営事業	発達支援センター
		公立保育所施設整備事業	幼児課
	放課後児童対策の充実	①児童育成クラブの充実	民間保育所施設整備事業
児童育成クラブ運営事業			子育て支援センター
地域ぐるみの子ども・子育て支援	①子ども・子育て支援、ネットワークの充実	子育て支援センター運営事業	子育て支援センター
		つどいの広場事業	子育て支援センター
		家庭児童相談指導事業	子ども家庭課
	②児童虐待の防止と早期発見・早期対応	養育支援ヘルパー派遣事業	子ども家庭課
		育児等支援家庭訪問事業	子育て支援センター
		ひとり親家庭等支援事業	子ども家庭課
	③ひとり親家庭等への支援の充実	児童扶養手当等給付事業	子ども家庭課
		母子家庭等就業支援事業	子ども家庭課
		母子生活支援施設入所事業	子ども家庭課
		母子家庭福祉医療助成事業	保険年金課
	④子育てに伴う経済的負担の軽減	児童手当給付事業	子ども家庭課
		乳幼児福祉医療助成事業	保険年金課
小中学生入院医療助成事業		保険年金課	



この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
母子保健等の充実	16	不育症治療の支援など母子保健サービスの充実
就学前教育・保育の充実	8	待機児童の解消
	9	幼保一体化の検討
	11	保育所・幼稚園の建替えを含めた施設整備
	12	家庭的保育等の多様な保育の充実
	17	発達障害支援施策の充実
放課後児童対策の充実	10	児童育成クラブの充実
地域ぐるみの子ども・子育て支援	13	中学校区毎の「つどいの広場」設置

子ども・子育て



長寿・生きがい

基本方針

現況

いきいきとした高齢社会の実現に向けて、高齢期の健康と生きがいづくりがますます重要となってきています。

課題

高齢期にある人が、自らの健康を維持し、知識や経験・技能を生かして社会参加できるよう、そのための機会を充実させていくことが求められています。

いきいきとした高齢社会の実現

いきいきとした高齢社会の実現のため、長年の経験で培った豊かな知識や技能を生かした取り組みなどから高齢期の健康と生きがいづくりを支援します。

現況

誰もが安心して高齢期を迎えられるよう、介護保険サービスを基本とした生活支援のサービスを整備し提供してきています。

課題

制度理解の促進と個別のニーズを踏まえた適切なサービス提供を基本に、介護予防や認知症対策へのいっそうの取り組みの充実が求められます。

あんしんできる高齢期の生活への支援

安心して高齢期の生活の支援のため、介護保険サービスを中心とし、在宅介護や生活支援サービスなど誰もが安心して適切に利用できるよう図ります。

■この分野の計画

- ・草津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【草津あんしんいきいきプラン第5期計画】
（平成24年度～平成26年度／介護保険課・長寿福祉課・地域包括支援センター）



施策

概要

① 高齢期の健康・生きがい対策の充実

生きがいや健康の保持増進にもつながることから、定年退職者などが就業やボランティア活動等への参加に結びつくよう、社会参加の機会拡充に努めます。

① 地域包括ケアの推進

高齢期の安心を支える地域づくりを推進するとともに、支援のニーズや制度の動向などを踏まえ、介護保険制度を軸として、在宅介護や生活支援のサービスを包括的に提供します。

② 認知症対策の充実

医療機関・サービス事業所・地域住民などとの連携や、認知症サポーター※の養成等を通じて、認知症についての知識普及と理解促進や地域支援等を実施することにより、認知症の人と家族への支援充実に努めます。

③ 介護予防対策の充実

要支援・要介護状態になることを予防し、誰もが元気でいきいきとした生活が送れるよう、介護予防の知識普及や地域での介護予防事業の展開など、介護予防の取り組みの充実に努めます。

④ 介護サービスの充実

要支援・要介護の状態にあっても、誰もがその人らしく豊かな高齢期を過ごすことができるよう、介護サービスの適正水準の維持・向上を図ります。

⑤ 介護保険制度の適正運用

介護保険制度等の理解促進と利用支援、要介護認定、ケアマネジメント※、事業者のサービス提供体制および介護報酬請求においてチェック体制を整備し、適正化の取り組みを進めます。

長寿・
生きがい



※認知症サポーター：認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を温かく見守るなど、自分のできる範囲で活動する応援者のこと。（「認知症サポーター養成講座」を受講した人が「認知症サポーター」となる。）

※ケアマネジメント：介護・介助が必要な人の生活支援を行うために、多様な社会資源を、その本人が有効に活用できるよう図ること。

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

いきいきとした
高齢社会の実現



高齢期になっても地域社会で活躍する人が増える！

あんしんできる
高齢期の生活への支援



困った時に相談できる窓口を知っている人が増える！

指標	地域の組織やグループに加入している65歳以上の市民の割合 (%)				
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	51.5	54.0	56.0	58.0	60.0
	担当課		長寿福祉課		

高齢者相談件数 (件)				
H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
5,356	8,000	8,100	8,200	8,300
担当課		地域包括支援センター		

行動の指針

行政

(施策展開において)
 ○高齢期の社会参加活動などへの取り組みに対して、情報提供など必要な支援や活動団体等紹介窓口を設置します。
 ○健康増進に関する情報や機会の提供に努めます。
 (協働の視点)
 ○老人クラブ等の活動を支援します。

市民・地域

○「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、健康の保持増進に努めます。
 ○地域の中での自らの役割を自覚し、地域活動やボランティア活動に主体的に取り組みます。

事業者等

○意欲ある熟年世代の雇用に努めます。

行政

(施策展開において)
 ○介護予防のための情報提供や、介護予防に役立つ場の提供、外出しやすい環境整備を推進します。
 ○介護サービスの充実を図ります。
 ○相談窓口である地域包括支援センターの周知を図るとともに、他の相談窓口との連携を推進します。
 (協働の視点)
 ○保健・医療・福祉の関係機関および地域の資源の連携による地域包括ケア体制を整えます。

市民・地域

○自らの生活を改善して、介護予防に努めます。
 ○介護が必要となった場合でも、適切なサービスを利用して、有する能力を生かし意欲的に生活を続けます。
 ○高齢期にある人が、家庭や地域で安心して生活できるよう、お互いに見守り支えあいます。

事業者等

(サービス事業者)
 ○利用者のニーズに応じた質の高い利用者本位のサービスを提供します。
 ○介護保険サービスに関する情報の提供や、相談受付窓口、苦情受付窓口の整備を進めます。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
いきいきとした高齢社会の実現	① 高齢期の健康・生きがい対策の充実	ロクハ荘管理運営事業	長寿福祉課
		なごみの郷管理運営事業	長寿福祉課
		シルバー人材センター運営・活動事業	産業労政課
あんしんできる高齢期の生活への支援	① 地域包括ケアの推進	高齢者総合相談・支援事業	地域包括支援センター
		権利擁護事業	地域包括支援センター
	② 認知症対策の充実	認知症施策総合推進事業	長寿福祉課 地域包括支援センター
		③ 介護予防対策の充実	介護予防普及啓発事業
	④ 介護サービスの充実	地域介護予防活動支援事業	長寿福祉課
		居宅介護サービス給付事業	介護保険課
		施設介護サービス給付事業	介護保険課
	⑤ 介護保険制度の適正運用	地域密着型介護サービス給付事業	介護保険課
		介護保険制度啓発普及事業	介護保険課
		介護認定事務	介護保険課
		介護保険制度運営事務	介護保険課

生きがい
長寿・

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
いきいきとした高齢社会の実現	18	高齢者サロンの充実など高齢者福祉の充実
あんしんできる高齢期の生活への支援	19	介護施設整備の充実・拡大
	20	入院時のオムツ助成など在宅介護支援

障害福祉

基本方針

現況

障害のある人の生活の総合的な支援の体制や、就労・余暇活動など地域社会の様々な活動への参加の機会拡充を図ってきています。

課題

障害のある人へのさらなる理解、ケアマネジメントに基づく生活支援の充実と、誰もが当たり前に参加できる地域社会づくりが求められています。

共に生きる社会の推進

障害のある人ない人、あるいは異なる障害のある人などの相互理解を深めながら、必要な生活支援を行うとともに、社会参加と自己実現の多様なニーズへの対応を図ります。

■この分野の計画

- ・草津市障害者計画（後期）（平成24年度～平成29年度/障害福祉課）
- ・第3期草津市障害福祉計画（平成24年度～平成26年度/障害福祉課）



施策

①障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実

②障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持

③福祉のまちづくりの推進

概要

生活支援や就労支援、相談支援のさらなる充実など、個別のケアマネジメントによるサービス提供を行うとともに、遊ぶ・学ぶなどの諸活動に誰もが自らの意思で安心して参加・参画できるよう支援を進めます。

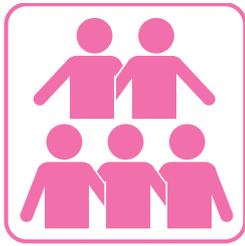
障害者福祉センターを核とした多様なふれあい・交流や知識普及と意識啓発により、障害と障害のある人についての理解促進を図るとともに、障害のある人の尊厳の保持に努めます。

地域で安心して生活できるようハード面でのバリアフリー化を進めるとともに、遊ぶ・学ぶなどの諸活動に安心して参加・参画できるよう、外出支援やコミュニケーション支援等ソフト面での充実を図ります。



私たちの達成目標と行動の指針

共に生きる社会の推進



障害のあるないにかかわらず、
互いを認め尊敬しあえる
たくさんのお会いがある！

達成目標

指 標	障害者福祉センターのふれあい・交流事業の参加者数（人[延べ]）				
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	1,653	2,000	2,050	2,100	2,150
	担当課		障害福祉課		

行政

（施策展開において）

- 生活支援のためのサービス充実と適切なケアマネジメントによるサービス提供を図ります。
- 障害のある人が社会参加できる環境を整え、個々の能力を発揮できる機会づくりに努めます。
- ふれあい・交流の場づくりに努めるとともに、さまざまな機会を利用して、障害と障害のある人についての理解の促進に努めます。

市民・地域

- 自らの意思に基づいて、自己実現と社会参画のため積極的に行動します。
- 障害のある人の社会参加をサポートするボランティア活動等に参加します。
- ふれあい・交流の機会に積極的に参加します。

事業者等

（雇用者）

- 障害のある人の雇用を促進し、個性と能力を生かした就労を継続的にサポートするとともに、働きやすい職場環境の整備を進めます。

（サービス提供事業者）

- ニーズに即したサービス量の確保と、サービスの質の確保、向上を図ります。
- 家族へのサポート・相談を充実させます。
- 地域とのふれあい、交流の機会をつくれます。

行動の指針



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
共に生きる社会の推進	①障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実	居宅介護事業	障害福祉課
		生活介護事業	障害福祉課
		就労継続支援事業	障害福祉課
	②障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持	障害者就労促進事業	障害福祉課
		サービス利用計画事業	障害福祉課
		障害者福祉センター管理運営事業	障害福祉課
	③福祉のまちづくりの推進	成年後見制度利用支援事業	障害福祉課
		障害者等個別移動支援事業	障害福祉課
		コミュニケーション支援事業	障害福祉課

障害福祉

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
共に生きる社会の推進	21	障害者グループホーム施設整備促進
	22	障害者の福祉タクシーの充実
	23	精神障害者相談員の設置

地域福祉

基本方針

現況

少子・高齢化や小世帯化、商店街の衰退などを背景に、隣近所のつながりが希薄化し、地域コミュニティの持つ「地域力※」が低下しています。

課題

小地域を単位とした相互の支えあいを強め、ひとり暮らし世帯や高齢世帯などが地域社会から孤立しないよう図っていく必要があります。

「地域力」のあるまちづくり

地域福祉の担い手の育成とそのネットワークの充実を図り、「地域力」を生かした福祉のまちづくりを進めます。

■この分野の計画

- ・第2期草津市地域福祉計画（平成23年度～平成27年度/社会福祉課）
（関連計画）
「第2次草津市地域福祉活動計画（平成24年度～平成28年度）」[社会福祉協議会]



施策

概要

①地域福祉の担い手の育成

民生委員児童委員の活動支援を図るとともに、社会福祉協議会と連携し、福祉講座・懇談会・各種ボランティアや市民コーディネーターの養成講座を実施します。

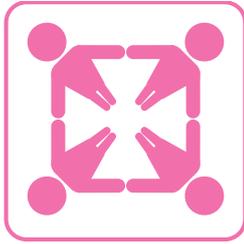
②地域福祉を支えるネットワークづくり

各学（地）区の社会福祉協議会、町内会、まちづくり協議会の活動等を軸に、災害時要援護者の避難支援体制の充実など、「地域力」を生かした地域福祉を推進します。

※地域力：地域の人が地域社会の問題に自ら気づき、主体的または、協働を図りながら、問題解決や地域の価値を創造していくための力のこと。

私たちの達成目標と行動の指針

「地域力」のある
まちづくり



「向こう三軒両隣」で
助け合える！

達成目標

指 標	対象者に占める災害時要援護者 名簿への登録者数（人[累計]）				
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	3,085	3,200	3,400	3,600	3,800
	担当課		社会福祉課		

行政

（施策展開において）

- 市民コーディネーターを育成し、地域活動を促進します。
- 地域生活の安心を守るネットワークづくりの支援を行います。
- 地域福祉ボランティアの養成・確保に努めます。

（協働の視点）

- 町内会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、自主防災組織等との連携を強めます。

市民・地域

- 地域の活動に積極的に参画します。
- 「地域で支える支援者」に登録します。
- 隣近所の大切さを再認識し、地域のコミュニケーションを進めます。

事業者等

（社会福祉協議会）

- 行政と協働し、「草津市地域福祉計画」に基づく福祉のまちづくりを推進します。

（企業・大学）

- 地域福祉活動における協働に努めます。

行動の指針



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
「地域力」のあるまちづくり	①地域福祉の担い手の育成	社会福祉協議会活動補助事業	社会福祉課
		民生委員児童委員協議会活動補助事業	社会福祉課
	②地域福祉を支えるネットワークづくり	地域福祉計画推進事業	社会福祉課
		社会福祉関係団体補助事業	社会福祉課
		地域サロン推進事業	長寿福祉課

地域福祉

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
「地域力」のあるまちづくり	18	高齢者サロンの充実など高齢者福祉の充実
	45	福祉サービスなどコミュニティビジネス※の育成

※コミュニティビジネス：地域住民やまちづくり協議会、NPO法人等が実施主体となり、各地域で顕在化している多種多様な課題をビジネスの手法を用いて自発的に解決する取り組み。

健康・保険

基本方針

現況

健康教育などの啓発や広域での医療体制の充実に向けた取り組みなどを進めています。また、疾病予防対策については、健（検）診の受診率は低水準となっています。

課題

自らの健康は自ら守ることを基本に、よりよい生活習慣の普及啓発を進めるとともに、健（検）診の受診勧奨などを図っていく必要があります。

市民の健康づくり

「地域の健康づくりをリードする」市民をさらに増やすとともに、各種健（検）診等の受診勧奨により、疾病予防対策の強化を図ります。

現況

高齢化の進展や医療の高度化などを背景に、医療保険等の制度を、将来にわたって持続可能なものとなるよう見直すことが求められています。

課題

保険者として現行制度を適正に運用するとともに、被保険者である市民の制度理解、健康管理意識の高揚などを図っていく必要があります。

医療保険制度の適正運用

国民健康保険制度等について、市民の制度理解を得られるよう啓発を進めながら、市民が安心して利用できるよう適正運用を堅持します。

■この分野の計画

- ・健康くさつ21（平成17年度～平成24年度/健康増進課）
- ・草津市食育推進計画（平成21年度～平成25年度/健康増進課）
- ・第2期草津市特定健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度/保険年金課）



施 策

概 要

①市民の健康づくり支援

健康と生活習慣に関する啓発や健康相談の実施、食育、糖尿病対策、自殺対策の推進など、ライフステージに応じた市民の健康づくりを支援します。

②疾病予防対策の強化

各種健（検）診、予防接種について、情報提供・啓発・実施を行い、病気の予防と早期発見・対応に努めます。

③広域での地域医療体制の充実

本市と湖南圏域の関係団体が連携・協力しながら、休日急病診療所の運営等、地域医療体制の充実を図ります。

①国民健康保険制度の運用

特定健康診査・特定保健指導※の実施などによって医療費の適正化を図るとともに、被保険者への啓発活動など、制度への理解促進の取り組みを強めます。

②高齢期の医療制度の周知

広報活動をいっそう徹底し、被保険者に対して制度の周知・理解と適切な利用促進を図るとともに、保険料の確実な徴収を図ります。

③福祉医療費の助成

重度心身障害者、重度心身障害老人、ひとり親家庭などを対象に医療保険適用医療費の自己負担額の一部もしくは全部を助成します。



※特定健康診査・特定保健指導：平成20年4月から始まった40歳～74歳までの医療保険加入者を対象とし、メタボリックシンドローム（内蔵脂肪症候群）に着目した生活習慣病を予防するための健康診査と保健指導。

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

市民の健康づくり



健康で自立した生活ができる期間を延ばす！

医療保険制度の適正運用



医療保険制度が健全に運用されている！

指標	65歳の平均自立期間※（年）					特定健康診査実施率（％）				
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	19.43	19.50	19.57	19.64	19.71	34.2	40.0	45.0	50.0	55.0
	担当課		健康増進課			担当課		保険年金課		

行動の指針	行政	市民・地域	事業者等	
	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康に関する啓発活動や環境整備を積極的に行います。 ○地域医療体制の充実のため、関係機関と連携します。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学区・地区単位で活動している健康推進員を増やします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の健康は自分で守るという意識を持ち、行動します。 ○健康に関する正しい知識、よりよい生活習慣を身につけます。 ○“コンビニ感覚”で、外来診療時間外に救急医療機関を安易に利用することを控えます。 <p>（健康推進員等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康についての正しい知識を普及啓発し、行政と地域のパイプ役として活動します。 ○地域で健康づくりや健康増進の取り組みをいっそう進めます。 	<p>（医療関係者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自らが持つ知識や技術等を提供し、市民の健康づくりを支援します。 	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療費適正化の推進や加入者の健康管理意識の高揚を図るとともに、市民が制度に混乱しないよう、広報活動などきめ細かな対応に努めます。 ○医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減します。 ○特定健康診査とがん検診の同時実施の推進や、受診しやすい健康診査体制の整備により、実施率の向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○医療保険制度への理解を深めます。

※平均自立期間：食事・更衣・移動・排泄・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動を、介護を必要とせず自立して行うことができる平均期間のこと。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
市民の健康づくり	①市民の健康づくり支援	健康づくり推進協議会運営事業	健康増進課
		健康教育事業	健康増進課
		健康相談事業	健康増進課
		食育推進事業	健康増進課
		自殺対策緊急強化事業	健康増進課
	②疾病予防対策の強化	健康診査事業	健康増進課
		歯科保健指導事業	健康増進課
		予防接種事業	健康増進課
	③広域での地域医療体制の充実	湖南広域行政組合負担金事務	健康増進課
医療保険制度の適正運用	①国民健康保険制度の運用	特定健康診査事業	保険年金課
		特定保健指導事業	保険年金課
		レセプト管理事業	保険年金課
	②高齢期の医療制度の周知	国保税賦課事務	税務課
		後期高齢者医療保険料徴収事務	保険年金課
	③福祉医療費の助成	重度心身障害老人等福祉医療助成事業	保険年金課
	心身障害者福祉医療助成事業	保険年金課	

健康・保険

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
市民の健康づくり	15	小児医療体制の再構築

生活安心

現況

景気動向に伴う企業の低迷・倒産等によって、市民の間に生活の安定を確保することが困難な状況が生じています。

課題

最低限度の生活保障のため、各種社会保障制度や生活保護制度の適正運用により総合的に支援する必要があります。

現況

複雑化する消費者トラブルへの対応強化と生活衛生の確保に努めています。

課題

消費者教育・生活相談の充実や消費者団体の育成を図るとともに、継続して生活衛生を確保する必要があります。

基本方針

生活安定への支援

経済的な困窮時など、市民の生活安定の危機に対して、適切な制度適用と支援を図ります。

暮らしの安心の確保

市民生活の不安や悩みを受け止めて、誰もが暮らしの安心を確保できるよう図るとともに、生活衛生の向上のための各種の取り組みを行います。

■この分野の計画

- ・第二次草津市就労支援計画（平成24年度～平成28年度／産業労政課）



施策

概要

①セーフティネット※の充実

市民の、最低限度の生活を維持できない状況に対し、福祉施策や年金等による支援、生活保護制度の適用、また、働く意欲と能力のある人への就労支援および就労指導を行います。

①市民相談業務の充実

相談員の技量向上を図り、相談を受けた市民の生活上の不安や問題の早期解決を図ります。

②消費者の自立支援・消費者団体の育成

消費生活行動に関する相談や出前講座など消費者トラブルに陥らないための啓発・教育に努めるとともに、消費者団体の育成・支援を行います。

③生活衛生の向上

畜犬登録・狂犬病予防注射の実施、公道上等の小動物死骸処理をはじめ、火葬施設や市営墓地の適正管理など、生活衛生の向上に努めます。



※セーフティネット：地域社会において、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守るための仕組み。

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

生活安定への支援

暮らしの安心の確保



最低限の生活が保障されている！



安心して消費生活ができる！

指標	自立を理由として生活保護を廃止したケースの比率 (%)					消費生活相談件数 (件)				
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	1.6	5.0	5.0	5.0	5.0	456	900	900	900	900
	担当課		社会福祉課			担当課		生活安心課		

行動の指針

行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立生活の確立に向けた援助を行います。 ○就職困難者等に対する就労相談に応じます。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活についての情報収集を行い、市民啓発に努めます。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者団体の活動を支援します。
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮時に、生活保護制度などを活用して、自立生活の確保に努めます。 <p>(民生委員児童委員等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域において、生活に困難を抱える人に対する積極的な相談・支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活における課題の多様化や高度化に対応できるように、必要な知恵と知識を身につけます。
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の雇用創出に努めます。 	<p>(関係機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国県等の関係機関の連携を密にして、消費生活等に関する情報の共有を図ります。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
生活安定への支援	① セーフティネットの充実	生活保護費支給事務	社会福祉課
		就労支援相談員配置事業	産業労政課
		国民年金手続等事務	保険年金課
暮らしの安心の確保	① 市民相談業務の充実	市民相談室運営事業	生活安心課
		② 消費者の自立支援・消費者団体の育成	消費者教育推進事業
	③ 生活衛生の向上	消費生活相談啓発事業	生活安心課
		畜犬対策事業	生活安心課
		小動物死骸処理事業	ごみ減量推進課
		火葬場管理運営事業	生活安心課
	市営墓地管理事業	生活安心課	

生活安心

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
生活安定への支援	45	福祉サービスなどコミュニティビジネスの育成
	46	就職につながる資格取得の支援



消費者教育・啓発用ゆるキャラ
「クウトかいな」

防犯・防災

基本方針

現況

地震や火事、風水害等の災害に対して、市民が互いに備える関係づくりを強化し、必要な仕組みを充実させてきています。

課題

市民の防災意識のさらなる高揚と、自助・共助のもとでの防災・減災対策のいっそうの強化が求められます。

自助・共助による 防災対策の充実

市民の防災意識の高揚と自主防災体制の確立を図るとともに、住宅耐震化の促進や適切な避難行動の周知などを進めます。

現況

まちづくりの基本として市民生活の安心を守っていくため、地震や火事、風水害等の災害に対するまちの備えを強化充実させてきています。

課題

市民生活の安心を守るため、消防署の建て替えなど常備・非常備の消防体制について刷新・強化を図ることが必要となっています。

災害に強いまちづくり

中核的な防災拠点の整備など常備・非常備消防の体制や、危機管理の体制の充実を図って、災害に強いまちづくりを進めます。

現況

市民一人ひとりの防犯意識と、地域コミュニティの醸成による犯罪抑止力の向上を図ることで、犯罪のないまちづくりを進めてきています。

課題

市民の防犯意識のいっそうの向上と地域防犯活動の展開、また、不安箇所解消等によって犯罪を未然に防ぐまちづくりをさらに進める必要があります。

犯罪のないまちづくり

地域防犯活動の展開を充実させながら市民の防犯意識の高揚を図り、犯罪のないまちづくりを進めます。

現況

排水能力が不足している河川が、市内に一定あることから、大雨時に河川・排水路の氾濫が危惧されます。

課題

重点整備による効率的な整備が必要ですが、雨水排除に重要となる一級河川整備の進捗の遅れが、雨水整備計画の支障となっています。

治水対策の推進

河川・排水路の適切な整備と管理による治水対策を行います。

■この分野の計画

- ・草津市地域防災計画〔震災対策編・風水害対策編・大規模事故対策編〕（平成23年度～/危機管理課）
- ・草津市地域防災計画〔原子力災害対策編〕（平成24年度～/危機管理課）
- ・草津市国民保護計画（平成24年度～/危機管理課）
- ・草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画（平成22年度～/危機管理課）
- ・草津市既存建築物耐震改修促進計画（平成20年度～平成27年度/建築課）



施策

概要

① 自主防災体制の確立と市民意識の高揚

自主防災組織の育成等を進め、防災訓練や地域協働での防災教育、災害時要援護者への個別支援体制づくり、また、住宅耐震化の支援などを進めます。

① 消防体制・基盤の充実

消防・防災体制に係る人的資源の充実を図るとともに、中核的な防災拠点の整備などを進めるなど、迅速・確実な消防活動を確保し、また、業務の広域化による効率化に努めます。

② 地域防災体制・基盤の強化

災害時に即応できる防災体制と情報伝達体制等を確立・強化するほか、計画的な備蓄確保や地域ごとの防災拠点の整備などに努めます。

① 自主防犯活動の展開

学（地）区単位の防犯組織や防犯ボランティア団体などへの活動支援などを通じて市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、増加している自転車盗の削減を中心に犯罪抑止対策を充実させます。

② 防犯設備の維持・整備

長寿命を考慮したLED防犯灯の設置、また、防犯設備の設置促進などにより、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。

① 河川・排水路の整備

河川・排水路の適切な整備により、まちの雨水排水能力の向上と浸水の防除を図るとともに、一級河川の早期整備に向けた要望活動に取り組みます。

② 公共下水道雨水幹線の整備

大雨による家屋等の浸水被害の軽減・未然防止を図るため、雨水排水路を整備します。

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

自助・共助による
防災対策の充実



市民の防災意識が高い！

災害に強いまちづくり



消防・防災力が
保たれている！

犯罪のないまちづくり



犯罪認知件数が減る！

指標	自主防災組織率 (%)					災害に強いまちであると感じる市民の割合 (%)					人口1万人当たりの犯罪認知件数 (件)				
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	88.6	89.0	90.0	91.0	92.0	22.4	23.0	24.0	25.0	26.0	172.5	167	162	157	152
	担当課		危機管理課			担当課		危機管理課			担当課		危機管理課		
行動の指針	行政					市民・地域					事業者等				
	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各家庭や自主防災組織での自助・共助の取り組みを支援します。 					<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防・防災施設の整備を進め、防災体制の強化を図ります。 ○他都市や民間企業との防災協定により相互協力体制を構築します。 					<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防犯灯などの防犯設備の設置、維持管理を行います。 ○警察、関係機関との連携による防犯活動を展開します。 ○市民への防犯情報の提供等に努めます。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の防犯意識向上のための啓発活動、研修会等を実施します。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害用備蓄や住宅の耐震補強など家庭での防災対策を進めます。 ○自主防災組織を結成し、災害に強い地域づくりを進めます。 					<ul style="list-style-type: none"> ○消防団への入団や、協力を通じて地域防災力を高めます。 					<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という防犯意識を持ちます。 ○家庭や地域でルールやモラルを再確認し、規範意識を高めます。 ○町内会、学(地)区などで地域防犯活動の実施や参加・協力をするとともに、町内会で防犯灯など防犯設備の設置に取り組みます。 				
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時のボランティア活動への協力などに努めます。 ○事業所での防災組織の設置などに努めます。 					<ul style="list-style-type: none"> ○防災協定等により災害発生時における市との協力体制(物的・人的・技術的支援)を構築します。 ○消防団活動への積極的な参加に努めます。 					<p>(事業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○店舗等における青少年健全育成の取り組みや防犯用品の販売等を行います。 ○社会貢献として防犯活動に参加・協力します。 					



治水対策の推進



治水対策が進んでいる！

防犯・防災

雨水排水路整備率 (進捗面積/計画面積) (%)

H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
64.3	65.1	65.3	65.4	65.7
担当課		河川課		

(施策展開において)

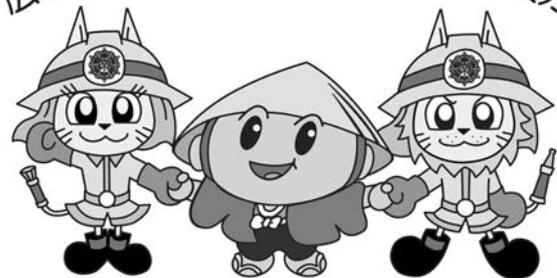
○国および県の情報、ならびに市民等からの意見や要望を反映し、計画的に事業実施を図ります。

○地域ぐるみの河川愛護の活動(浚渫・草刈り等)に自主的に取り組みます。

(国・県)

○一級河川の早期整備に努めます。

広げよう助け合いの輪 高めよう防災力



草津市観光マスコットキャラクター「たび丸」
湖南広域消防局キャラクター「ライくん」&「レイちゃん」

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
自助・共助による防災対策の充実	①自主防災体制の確立と市民意識の高揚	自主防災組織育成事業	危機管理課
		湖南広域行政組合負担金事務（消防費）	危機管理課
災害に強いまちづくり	①消防体制・基盤の充実	消防施設整備事業	危機管理課
		消防団活動事業	危機管理課
		防災対策事業	危機管理課
	②地域防災体制・基盤の強化	大雨警報警戒体制事業	河川課
		水防訓練事業	河川課
犯罪のないまちづくり	①自主防犯活動の展開	防犯対策事業	危機管理課
		防犯灯設置費補助事業	危機管理課
	②防犯設備の維持・整備	防犯灯維持管理事業	危機管理課
治水対策の推進	①河川・排水路の整備	河川改修事業	河川課
		河川維持補修事業	河川課
	②公共下水道雨水幹線の整備	雨水幹線整備事業	河川課
		雨水幹線維持管理事業	河川課



この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
災害に強いまちづくり	52	地震対策の強化（上下水道、防災センターなど）
	53	放射線モニタリングの公表
	54	ハザードマップの作成
	55	民間との連携による災害対策
	56	災害時要援護者への対応強化
	57	屋外スピーカーの増設などの強化
	58	災害対応職員の育成
	59	草津川跡地の災害時の活用推進
	61	犯罪発生件数の削減取り組み
犯罪のないまちづくり	30	草津川上流部の平地河川化の推進
治水対策の推進		

防犯・防災



